

千葉市公告第161号

総合評価落札方式一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年3月12日

千葉市長 熊谷俊人

1 総合評価落札方式一般競争入札に付する事項

(1) 件名

千葉市人事給与システム開発・運用・保守サービス

(2) サービス概要

仕様書のとおり

(3) 契約期間

契約締結日から平成42年3月31日まで

(4) 履行場所

千葉市役所及び本市が指定又は承認する場所

(5) 参考価格

予定価格は、1,582,200,000円（消費税及び地方消費税〔8%〕相当額含む。）
以内の金額で設定する。

なお、算定根拠は公表しない。

2 入札参加資格

一般競争入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

(1) 平成30・31年度千葉市物品入札参加資格の審査を受け、資格を有すると認められている者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないものであること。

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから、2年間を経過しない者

イ 当該入札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がなされていないもの

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画の認可の決定がなされていないもの

オ 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を入札参加資格申請期限の日から入札日までの間に受けている者

カ 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者

キ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税（延滞金を含む）を完納していないもの

ク 千葉市内に本店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあつては、個人住民税の特別徴収を行っていないもの

ケ 千葉市暴力団排除条例（平成24年千葉市条例第36号）第9条に規定する暴力団員等又は暴力団密接関係者

(3) 次に掲げるすべての事項を証明した者であること。

ア 情報セキュリティマネジメントシステムの認証（ISO27001）を取得していること、又はこれと同等の情報セキュリティマネジメントシステムを有すること。

イ 品質マネジメントシステムの認証（ISO9001）を取得していること、又はこれと同等の品質マネジメントシステムを有すること。

ウ プライバシーマーク又はTRUSTeのいずれかを取得していること。

エ プロジェクトマネジメントを行う責任者として、国家資格等であるプロジェクトマネージャ若しくはPMPの資格を有する者又は同等の資格・経験を有し、本件と同種・同規模以上のシステム開発・保守等において、プロジェクトマネジメントに従事した経験を有する者を配置できること。

オ 過去5年の間に、都道府県、政令指定都市、特別区又は中核市において、人事給与システム開発・運用・保守サービスの履行実績を有すること、共同企業体にあつては、代表構成員が人事給与システムの開発・運用・保守サービスの履行実績を有すること。

(4) 共同企業体にあつては、次に掲げるすべての要件を満たしていること。

ア すべての構成員が前記（1）及び（2）の要件を満たしていること。

イ 代表構成員が前記（3）の要件を満たしていること。

ウ 共同企業体は自主結成されたものであり、協定書を締結していること。

エ 各構成員は、他の共同企業体の構成員として又は単独で本件入札に参加していないこと。

3 契約事務担当課

〒260-8722

千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市総務局総務部人事課

電話 043-245-5065（直通）

電子メール jinji.GEG@city.chiba.lg.jp

4 入札参加資格確認申請書等

(1) 一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書等を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア 配布場所等 公告の日から前記3の契約事務担当課において配布する（日曜日、土曜日及び休日を除く午前9時30分から午後4時30分まで）。

イ 提出場所等 公告の日から平成30年3月30日（金）までに、前記3の契約事務担当課への持参又は郵送により提出すること。

持参による場合は、日曜日、土曜日及び休日を除く午前9時30分から午後4時30分までとし、郵送による場合は、平成30年3月29日（木）の午後5時までに書留郵便にて必着とする。

(2) 入札参加資格確認審査の結果について、申請者宛てに入札参加資格確認結果通知書を平成30年4月19日（木）までに簡易書留郵便にて発送する。

5 入札説明書の交付

公告の日から平成30年3月30日（金）まで前記3の契約事務担当課において無償により交付する（日曜日、土曜日及び休日を除く午前9時30分から午後4時30分まで）。

6 関係図書の閲覧

入札参加資格申請をした者で、閲覧を希望する者は、申込受付期間内に、前記3の契約事務担当課へ千葉市人事給与情報システムに係る関係書類の閲覧申込書を提出しなければならない。

- (1) 閲覧に供する資料 入札説明書のとおり。
- (2) 申込受付期間 公告の日から平成30年3月30日（金）まで

7 入札説明会

入札説明会は実施しない。

8 入札に関する質問

(1) 入札参加資格に関する質問

- ア 受付期間 公告の日から平成30年3月23日（金）まで
- イ 提出方法 前記3の契約事務担当課に電子メールで提出すること。
- ウ 質問に対する回答期限 平成30年3月30日（金）
- エ 回答方法 電子メールで回答する。

(2) 仕様書等に関する質問

- ア 受付期間 平成30年4月3日（火）から平成30年4月9日（月）まで
- イ 提出方法 前記3の契約事務担当課に電子メールで提出すること。
- ウ 質問に対する回答期限 平成30年4月16日（月）
- エ 回答方法 当該質問提出期間内に受理したすべての質問内容及び回答を、全入札参加者に対して電子メールで回答する。

9 入札手続等

- (1) 入札及び開札の日時 平成30年4月25日（水）午前10時00分
郵送による場合は、平成30年4月24日（火）の午後5時までに前記3の契約事務担当課へ書留郵便にて必着とする。
- (2) 入札及び開札の場所 千葉市総務局情報経営部業務改革推進課 会議室
- (3) 入札方法 総価で行う。
- (4) 入札保証金 要（ただし、千葉市契約規則〔昭和40年千葉市規則第3号〕第8条に該当する場合は、免除とする。）
- (5) 落札者の決定方法 別記落札者決定基準に基づき、入札価格の評価である「価格点」に技術回答書及びデモンストレーションの評価である「技術点」を加算する総合評価落札方式を採用し、総得点（総合評価点）の最も高い入札者を落札者とする。ただし、著しく低価格の場合は当該入札者に照会することがある。
- (6) 無効となる入札 千葉市契約規則第16条の規定に該当する入札のほか、入札説明書で定めるとおり。

10 その他

- (1) この調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (2) 契約保証金 要（ただし、千葉市契約規則第29条に該当する場合は、免除とする。）
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (5) 契約条項等については、前記3の契約事務担当課で閲覧できる。

- (6) 前記 2 (1) に該当しない者が、競争入札に参加するためには、平成 30 年 4 月 18 日 (水) までに千葉市財政局資産経営部契約課において、当該入札参加資格の認定を受け、かつ、前記 3 の契約事務担当課において入札参加資格確認の申請をしなければならない。
- (7) 平成 30 年度当初予算の議決が得られない場合は、契約手続きを中止する。
- (8) 詳細は、入札説明書による。

1 1 S u m m a r y

- (1) Nature and quantity of the services to be required
Development, operation, and maintenance services of the Chiba City Human Resources and Payroll System
- (2) Date and time of bidding:
Wednesday, April 25, 2018, 10:00 a.m.
(Bids submitted by mail should be sent via registered mail and must be received by 5:00 p.m. on April 24, 2018)
- (3) Contact information:
Personnel Division,
General Affairs Department,
General Affairs Bureau, City of Chiba,
1-1 Chibaminato, Chuo-ku, Chiba,
260-8722, JAPAN
Tel. 043-245-5065
Email: jinji.GEG@city.chiba.lg.jp
- (4) Note
All procedures will be conducted in Japanese only.

別記 落札者決定基準

1 はじめに

(1) 基本的な考え方

「千葉市人事給与システム開発・運用・保守サービス」の調達においては、本市にとって最適な事業者を選定するため、千葉市人事給与システム開発・運用・保守サービス仕様書（以下「仕様書」という。）で示す機能や性能などの要求事項に対する回答書（以下「技術回答書」という。）及びデモンストレーションの評価である「技術点」と、入札価格の評価である「価格点」の合計が最も高い入札者を落札者とする総合評価落札方式を採用する。

(2) 本書の位置付け

本書は、予定価格の範囲内の価格をもって有効な入札をした者に対して技術点及び価格点を付与し、千葉市人事給与システム開発・運用・保守サービスの落札者を決定するための基準を定めるものである。

2 審査・評価機関等

(1) 審査・評価機関

本調達に係る審査及び評価については、本市が設置する千葉市人事給与情報システム開発委員会（以下「開発委員会」という。）において実施する。

(2) 審査・評価の方法

開発委員会は、技術回答書が仕様書及び技術回答書作成要領で示す要求事項を満たしているか審査を行うとともに、本書に基づき評価し、技術点及び価格点を付与する。

3 評価項目及び最高点

技術回答書及びデモンストレーションの評価である技術点の評価項目及び最高点と、入札価格の評価である価格点の最高点については、表1のとおり設定する。

なお、入札者が作成する技術回答書のうち技術点の評価対象とするのは、「機能要求に対する回答書」と「提案書」の2種類である。

表1 評価項目及び最高点

評価項目		最高点	比重
技術点	1 機能要求に対する回答	280	28.0%
	2 提案書	280	28.0%
	3 デモンストレーション	190	19.0%
小計		750	75.0%
価格点	4 入札価格	250	25.0%
合計		1,000	100.0%

4 技術点の評価方法

技術点の評価方法を以下に示す。なお、「人事給与システム技術回答書作成要領」に従わない回答については、失格とし評価を行わない。

(1) 機能要求に対する回答

ア 目的

入札者が提案するパッケージソフトウェアが具備する機能と実現方法について評価することにより、本市に最適なパッケージソフトウェアを提案する事業者を選定することを目的とする。

イ 評価方法

機能要求に対する回答について、表2に基づき要件単位に絶対評価により評価し、「5 技術点の算出方法」により技術点を算出する。

表2 機能要求に対する回答の評価及び配点割合

評 価	配点割合
高評価	100%
∫	∫
低評価	0%
機能無し又は記述無し (必須要件の場合のみ)	失格

(2) 提案書

ア 目的

本市が設定した提案書記述項目に対する技術提案について、本調達を目的を理解したうえで本市にとって有益な提案がされているか、実現性や具体性のある提案がされており、それらを担保する根拠や実績等が記述されているか等の観点から客観的に評価することにより、最も技術力に優れた事業者を選定することを目的とする。

イ 評価方法

提案項目に対する技術提案について、表3に基づき提案書記述項目単位に絶対評価により評価し、「5 技術点の算出方法」により技術点を算出する。

表3 提案書の評価及び配点割合

評 価	配点割合
高評価	100%
∫	∫
低評価または提案無し	0%

(3) デモンストレーション

ア 目的

入札者が提案するパッケージソフトウェアの機能について、本市職員による実機操作によって、操作性、機能性、効率性及び企画提案書に記載された内容を評価・確認することにより、本市に最適なパッケージソフトウェアを提案する事業者を選定することを目的とする。

イ 評価方法

デモンストレーションの結果について、表4に基づき評価項目単位に絶対評価により評価し、「5 技術点の算出方法」により技術点を算出する。

なお、デモンストレーションの実施要領については、対象となる入札者に別途通知する。

表4 デモンストレーションの評価及び配点割合

評 価	配点割合
高評価	100%
∫	∫
低評価	0%

5 技術点の算出方法

(1) 得点(X)

設問毎の配点を表5のとおり設定し、この値に前記4の評価による配点割合を乗じた値を設問毎の得点(a)とし、これを評価項目毎に合計した値を得点(X)とする。

(2) 得点(Y)

前記4の評価による配点割合がすべて100%であると仮定した場合の、得点(X)に相当する値を得点(Y)とする。

(3) 技術点の算出

3つの評価項目毎の得点を以下に示す数式例によりそれぞれ算出し、この合計値を技術点とする。

なお、有効数字については小数点以下第1位までとし、小数点以下第2位の値を四捨五入するものとする。前記(1)及び(2)の計算途中における値も同様とする。

例として、機能要求に対する回答の得点計算方法を以下に示す。

$$\text{機能要求に対する回答} = 280 \times \left(\frac{\text{得点(X)}}{\text{得点(Y)}} \right)$$

表5 評価項目の設問数、配点及び得点(Y)の値

評価項目	設問数	配点	得点(Y)
1 機能要求に対する回答	731	1～5	3,655
2 提案書	11	10～ 30	170
3 デモンストレーション(※)	10	10～ 30	200

※ 項目毎に配点が異なるため「1点～5点」のような記載としている。

※ デモンストレーションの設問数は、別途定める。表中の設問数は仮定値である。

6 価格点の算出方法

入札価格に応じて、0点から250点の価格点を付与する。

価格点の算出方法は、公開しない。

7 落札者の決定方法

- (1) 前記5で算出した技術点と前記6で算出した価格点の合計が最も高い入札者を落札者とする。
- (2) 技術点と価格点の合計が最も高い入札者が2者以上ある場合は、次の順序で落札者を決定する。
 - ① 技術点が高い者を落札者として決定する。
 - ② 技術点及び価格点が同点の場合は、入札価格が低い者を落札者として決定する。
 - ③ 技術点及び価格点が同点で、かつ、入札価格も同じ場合は、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。このとき、くじを引かない入札者があるときは、本調達事務に関係のない本市職員に、これに代わってくじを引かせて落札者を決定する。
- (3) 入札者が1者の場合でも、2者以上の場合と同様に入札を実施し、予定価格の範囲内の価格をもって有効な入札があった場合は、本書に基づき技術点及び価格点を付与し、落札者を決定する。